

慢性疲労症候群と障害年金

社会保険労務士 安部敬太

www.shogai-nenkin.com

www.facebook.com/abesr

障害年金の現状

障害年金・・・老齢年金、遺族年金と並ぶ公的年金の一つで、障害により、国民生活の安定が損なわれることを防ぐため支給（国民年金法第1条）。

受給権者・・・国民年金の障害基礎年金単独は190万人で、障害厚生年金は56万人（2013年2月、厚生労働省「事業月報」）。

日本の障害年金・・・国際的にはとても低い障害年金給付

- GDPに対する障害年金給付割合は0.34%で米、仏、独の半分、
- 公的社会支出に対する割合も米の半分以下
- 生産年齢人口に対する受給者数も米の半分、スウェーデンの4分の1

障害年金の月額（2015年度）

障害基礎年金2級・・・65,008円

- 別途、子の加算 第1子・第2子 各 18,708円
- 第3子以降 各 6,233円

障害厚生年金

- 3級は障害厚生年金単独の年金で最低保障額48,758円～80,000円くらいが多い。
- 2級は配偶者加算（18,708円）があり障害基礎年金も併給され、3級の1.5～2倍以上。

1級は2級の1.25倍。 障害基礎、障害厚生ともに

受給のための3つの条件

- ①加入要件
 - 初診日に加入している年金は国民年金か厚生年金か
- ②納付要件
 - 国民年金保険料未納期間が一定の条件未満かどうか
 - 初診日前々月までの年金加入全月数のうち3分の2以上が未納でない
 - 前々月までの直近1年間に未納がない
- ③障害の程度要件
 - 2級または3級に該当しているか

※20歳前初診日の障害基礎年金は①と②が、60歳～65歳で国内居住者の障害基礎年金は①が問われない。

初診日にどの制度に加入しているか

年金は2階建て、1階部分が基礎年金、2階部分が厚生年金。

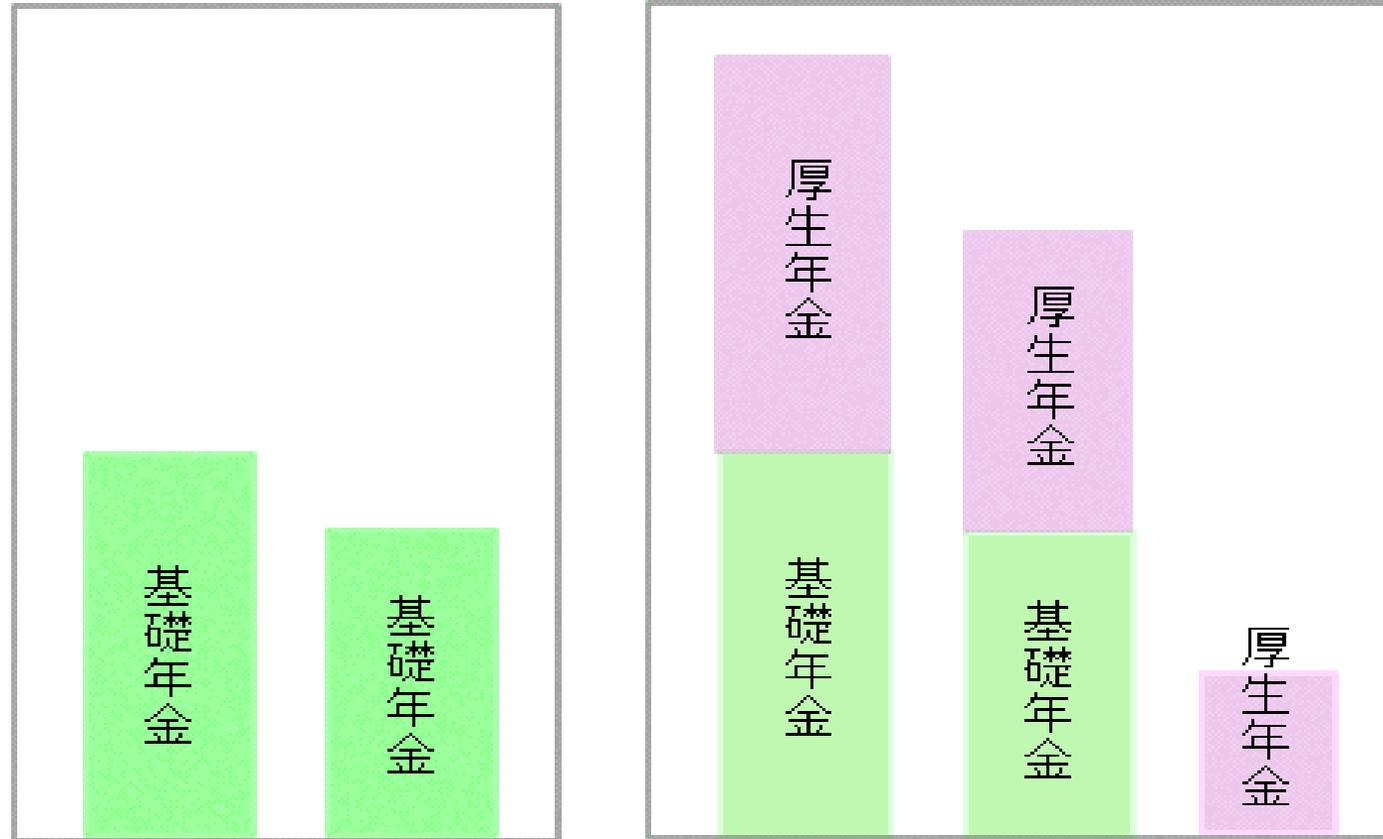
初診日が、20歳前または国民年金加入中

- ① 1階部分の障害基礎年金だけが支給

初診日に厚生年金加入中

- ① 障害厚生年金が支給。
- ② 3級までである。3級は障害厚生年金単独。
- ③ 2級以上は1階部分の障害基礎年金も支給される。

年金は2階建て



1級

2級

自営業者、専業主婦(夫)、学生
など国民年金加入者

と20歳前初診日の者

1級

2級

3級

会社で働く労働者など
厚生年金加入者

障害の程度を認定する時点

障害認定日（初診日から1年半の日またはその前の症状固定日）と請求日の2つがあり、障害認定日で受給権を取得すれば遡及して支給される（最大5年分）。

※20歳前に初診がある場合は、障害認定日または20歳到達日（誕生日の前日）のどちらか遅い日が障害の程度を認定する時点になる。

◆遡及しての障害認定日請求には、現状診断書と初診日から1年半の診断書の2通が必要になる。



CFSの初診日

- 初診日とは、請求する傷病(CFS)と関連ある症状で最初に受診した日
- 確定診断まで何年もかかることから初診日特定が難しい。
- 初診日前だけでなく、その後の経過も判断する際に大切。
- いつが初診日となるかは、診断書作成を依頼する医師と相談して特定していく。
 - 年金記録を確認した上で、納付要件、加入要件のつきあわせも必要となる。
- 初診日と認定された例
 - 疲労を訴えた
 - うつ症状によりうつ状態やパニック障害と診断された
 - 身体のどこかの痛みを訴えた
 - 微熱が続いた

1. 最初の病院にカルテがない場合

5年以上前のカルテ記載内容

- 新初診日取扱い
 - 請求から5年以上前のカルテ上の本人申立てによる記載により初診日を認定する。
 - 5年以上前でない場合も、他の資料がある場合には初診日と認定する。5年以内であれば、通常はカルテやレセプト等が残っているため、この通りに運用されれば、初診日認定は改善される。
 - 受診が空いて、5年以上前のカルテ上の記録がない場合は、難しいままとなる。どのようなその他の資料で認められるのか、という問題が残る。

20歳以降の初診日の第三者証明について

- 新初診日取扱い・・・初診日を具体的に特定するような内容である場合には、第三者証明を初診日を合理的に推定するための他の資料↓があわせて提出された場合には、初診日を認める。
- 年金機構の例示：請求傷病での受診の可能性が高いとまではいえない診察券
- ※ 他の資料が何を指すのは、これがこれまでより拡大しないことには、初診日認定の改善はない。本人、家族、友人等による当時の日記、ブログ、メール、家計簿、手帳などを資料として認めさせる

直接診療に当たった医療従事者による第三者証明

- 単独で初診日と認める。(新初診日取扱い)

一定期間内のどこかに初診日があり、どこでも納付要件を満たし、加入が同一制度の場合

- 新初診日取扱い・・・本人が申し立てた初診日を認める。

一定期間内のどこかに初診日があり、どこでも納付要件を満たし、加入は複数制度の場合

- 新初診日取扱い・・・他の資料(第三者証明、診療科不明の日付入り診察券)も提出された場合は本人が申し立てた初診日を認める。
- 障害基礎年金請求については、申し立てた日を初診日と認め、障害基礎年金を支給。

CFSの認定事例上の症状

厚労省が平成24年に発表した障害年金認定事例の診断書に記載された症状

【身体症状】

全身倦怠感、疲労感、咽頭痛、咽頭炎、四肢冷感、微熱、頭痛、拍動性頭痛、頭重感、リンパ節腫脹(はれ)、リンパ節痛、筋力の低下、全身の筋痛、全身の関節痛、筋脱力、悪心(吐気)、下痢、動悸、ふらつき、耳鳴り、羞明(少しの光でも眩しく感じる)

【精神症状】

- 思考力の低下、集中力の低下、意欲低下、記銘力の低下、もの忘れ、抑うつ気分、焦燥感

【睡眠障害】

- 入眠困難、浅眠、中途覚醒、熟睡感の欠如、日中の眠気

CFSの障害の程度

参考～難病についての障害年金認定基準

■いわゆる難病については、その発病の時期が不定、不詳であり、かつ、発病は緩徐であり、ほとんどの疾患は、臨床症状が複雑多岐にわたっているため、その認定に当たっては、客観的所見に基づいた日常生活能力等の程度を十分考慮して総合的に認定するものとする。

■障害の程度は、一般状態が次表の一般状態区分表のオに該当するものは1級に、同表のエ又はウに該当するものは2級に、同表のウ又はイに該当するものは3級におおむね相当するので、認定に当たっては、参考とする。

区分	一般状態
ア	無症状で社会活動ができ、制限を受けることなく、発病前と同等にふるまえるもの
イ	軽度の症状があり、肉体労働は制限を受けるが、歩行、軽労働や座業はできるもの 例え、軽い家事、事務など
ウ	歩行や身のまわりのことはできるが、時に少し介助が必要なこともあり、軽労働はできないが、日中の50%以上は起居しているもの
エ	身のまわりのある程度のことではできるが、しばしば介助が必要で、日中の50%以上は就床しており、自力では屋外への外出等がほぼ不可能となったもの
オ	身のまわりのこともできず、常に介助を必要とし、終日就床を強いられ、活動の範囲がおおむねベッド周辺に限られるもの

CFSの障害の程度

1 障害年金認定事例を参考にする～診断書様式は「その他障害」
PS値と一般状態区分は特に重要。

2 就労との関係

一般状態区分のウ以上が2級とされていることから少しでも就労していると「軽作業できない」とはいえないのか。

⇒医師がどう判断するかによる。

たとえば、週に数時間しか働けないような場合には、一般的に労働ができているとはいえず、ウに該当するという判断もありうる。

3 他の傷病との合併の場合

①精神(うつ病など)

それぞれが別傷病として認定される。診断書が、最低でも2種2枚必要。

②精神以外の傷病

たとえば、シェーグレン症候群の診断基準も満たす場合には、別傷病とされて、それぞれについて等級が決められるか、CFSと併せて総合的に等級が認定されることもある。

請求窓口など

	障害基礎年金	障害厚生年金
相談窓口、請求書類の 交付、請求窓口	市区町村の国民年金課 または年金事務所	年金事務所
認定部署	各都道府県にある年金機 構事務センター	年金機構本部 (共済は各共済組合)
認定の方法	委託した医師による等級認定 ※医師が、医師の書いた書類を審査するだけ	
決定までの期間 サービススタンダード	3か月	3か月半

★費用 必ずかかるのは、医師に書いてもらう初診証明、診断書代金

受給後の認定と支給停止

有期認定と永久認定

- 有期の場合は、1年～5年の範囲で診断書提出が必要。診断書提出するたびに次回いつ提出かが通知される。永久の場合は診断書提出は不要。途中で有期から永久に変わることもある。⇒CFSはほとんど有期認定

支給停止と支給停止事由消滅届

- 障害基礎年金の場合は3級以下、障害厚生年金は3級にもならない場合は、支給停止となる。
- 支給停止となると、障害の状態が支給程度に該当した場合はいつでも支給停止事由消滅届(診断書添付)を提出することができ、認められたら、支給が再開される。

不服申立て

不支給決定、等級、支給停止などについての決定に納得いかない場合には、不服申立てを行う

審査請求と再審査請求の2審制

審査請求は決定を知ってから、60日（来年6月までに実施される改正後は3か月）以内

不服申立ては、障害年金の認定は元々がいい加減なので、不服申立てでひっくり返ることは多い

- 再審査請求を審査する社会保険審査会が公表している認められた率（容認＋処分変更による取下げ）は平成26年は22.6%。再審査請求の7割が障害年金事案であることから、この中に少なくとも同じ割合の障害年金事件が含まれているはず。
 - 改正後は国に対して質問もできる。
 - 不服申立てとなると、特に、法令やその運用にしっかりと踏まえた上で行うこととなるので、社労士等に代理を依頼することをお勧めする。